16　当分の間、退職の日において法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されていた若年定年退職者又は若年定年退職者が退職の翌年まで自衛官として在職したと仮定した場合において法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる若年定年退職者に対する次の各号に掲げる規定に規定する額の計算に当たつては、これらの規定により計算した額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　第二十四条第一号　同号に規定するところによりその者が退職の翌年の各月（五十五歳に達した日後における最初の四月一日が退職の翌年となる場合にあつては、同日以後の期間に限る。）に受けるべきものとされる俸給月額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属していた階級（第二十一条第二号に掲げる者にあつては、当該昇任前の階級）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項において「俸給月額減額基礎額」という。）の合計額

二　第二十四条第四号　退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ第二十四条第一号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給月額を計算の基礎として同条第四号の規定の例により計算した額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額を計算の基礎として同号の規定の例により計算した額）の合計額

三　第二十四条第五号　退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ同条第一号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給月額を計算の基礎として同条第五号の規定の例により計算した額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額を計算の基礎として同号の規定の例により計算した額）の合計額

22　附則に次の二項を加える。

減額職員に対する附則第十九項及び第二十項の規定並びに前項の規定により読み替えて適用する附則第十九項及び第二十項の規定の適用については、附則第十九項中「現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは「現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額から減額調整額（現に受けるべき俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（現に受けるべき俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将補及び空将補の㈠欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、現に受けるべき俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額）をいう。以下この項において同じ。）に同日における同条第二項の表の第三欄又は第四欄に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額」と、「当該これらの規定による準特地勤務手当の月額」とあるのは「当該減じた額」と、「準特地勤務手当の月額との」とあるのは「準特地勤務手当の月額（その額が同条第二項又は第三項の規定による準特地勤務手当の月額から減額基礎額に同月における同表の第三欄又は第四欄に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額を超えることとなる期間については、当該減じた額）との」と、前項の規定により読み替えて適用する附則第十九項の規定中「勤務している者」とあるのは「勤務している者（法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されるものを除く。）」と、前項の規定により読み替えて適用する附則第二十項の規定中「在勤している者（一」とあるのは「在勤している者（法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されるもの及び」とする。

23　当分の間、減額職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第五十七号）附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「同項の規定にかかわらず」とあるのは「同項及び同令附則第五項の規定にかかわらず」と、「規定による額に、その額」とあるのは「規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による額に、同項の規定による額」と、「得た額」とあるのは「得た額に、更に百分の九十八・五を乗じて得た額」とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第一号中「医師又は歯科医師である自衛官以外の職員」を「次のイ又はロに掲げる職員（一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員及び医師又は歯科医師である自衛官を除く。）」に、「百分の九十九・七六」を「それぞれイ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員　百分の九十九・五九

ロ　イに掲げる職員以外の職員　百分の九十九・八三

附則第二条第二項第二号中「医師又は歯科医師である自衛官以外の職員」を「前号イ又はロに掲げる職員」に、「百分の九十九・七六」を「それぞれ同号イ又はロに定める割合」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「一部改正法施行日」という。）から施行する。

（特地勤務手当等の月額の特例）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条第三項各号に定める日が平成二十二年四月一日から一部改正法施行日の前日までの間にある職員（一部改正法施行日において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者に限る。次項において「対象期間職員」という。）に対する同令第十条第三項及び第十条の二第二項の規定の適用については、同令第十条第三項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律（平成二十二年法律第五十九号）第一条及び第三条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）の規定を適用するものとした場合における」と、同令第十条の二第二項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律第一条及び第三条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の規定を適用するものとした場合における」とする。

2　当分の間、対象期間職員のうち、防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額職員」という。）に対する次の各号に掲げる手当の支給に当たっては、これらの手当の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　前項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条第三項の規定による特地勤務手当　同項各号に定める日が一部改正法施行日以後となる減額職員との均衡を考慮して防衛大臣が定める額

二　前項の規定により読み替えられた同令第十条の二第二項の規定による準特地勤務手当　同項に規定する異動等の日が一部改正法施行日以後となる減額職員との均衡を考慮して防衛大臣が定める額